令和５年度「介護度改善インセンティブ事業」実施の手引き

令和５年４月

川西市福祉部介護保険課

**１．ＡＤＬ評価（１回目）の実施（４月１日～６月３０日）**

　①　４月１日から６月３０日までの間に、生活機能チェックシート（バーセルインデックス）によるＡＤＬ評価を実施してください。

②　介護度改善インセンティブ事業への参加について同意を得てください。

③　ＡＤＬ評価結果集計シート（Excelファイル）の「ＡＤＬ評価（１回目）」のタブを開き、評価対象利用者ごとに、評価実施日及び項目ごとの評価結果（点数）を入力してください。**なお、ＡＤＬ評価結果集計シートは、事業への参加申し込み時（６月）に市に提出したファイルと同じファイルを使用してください（２回目の評価を行う際も同じファイルを使用していただきますので、ファイルは事業所において適切に保存してください）。**

　④　**評価対象利用者は、この時点で確定となり、以後の追加はできません。**

**２．ＡＤＬ評価結果（１回目）及び参加同意書の提出（７月３１日まで）**

　①　期初分の評価結果を入力したＡＤＬ評価結果集計シートは、市ホームページ「介護度改善インセンティブ事業について」内の「ＡＤＬ評価結果提出フォーム」（６月下旬以降公開予定）に添付（アップロード）して、介護保険課に提出してください。

　②　参加同意書は、評価対象利用者全員分を取りまとめ、介護保険課に郵送または持参により提出してください。提出に際しては、参加同意書を①のＡＤＬ評価結果集計シートに入力された評価対象利用者名簿の番号順（名簿左端の通し番号順）に並べ、右上の「No.」欄に、名簿と同じ番号を記入してください。

　③　**ＡＤＬ評価結果集計シート及び参加同意書の提出期限は、７月３１日（月）です。**

**３．評価期間における機能訓練等の実施（４月～１２月）**

　①　利用者が主体的に介護度の改善に取り組むことができるよう、利用者が希望する生活の場面をイメージした具体的な目標を設定するなど、居宅サービス計画の内容を踏まえ、目標とする状態像に向けて計画的に機能訓練等を行ってください。

　②　評価期間中においても定期的にＡＤＬ評価を行い、当該評価結果を踏まえ、目標や訓練内容を見直すなど、ＰＤＣＡサイクルに沿った必要な対応を行ってください。

（１回目及び２回目以外の時期に実施されたＡＤＬ評価結果は提出を要しません。）

**４．ＡＤＬ評価（２回目）の実施（１０月１日～１２月３１日）**

①　評価対象利用者について、１０月１日から１２月３１日までの間の任意の日に、生活機能チェックシートによるＡＤＬ評価（バーセルインデックス）を実施してください。

　②　ＡＤＬ評価結果集計シート（Excelファイル）の「ＡＤＬ評価（２回目）」のタブを開き、評価対象利用者ごとに、評価実施日及び項目ごとの評価結果（点数）を入力してください。**なお、ＡＤＬ評価結果集計シートは、事業への参加申し込み時（６月）及びＡＤＬ評価（１回目）の提出時に市に提出したファイルと同じファイルを使用してください。**

**５．評価結果報告書の提出（１月３１日まで）**

　①　事業所の体制に関する評価結果（「個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又は個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ」及び「科学的介護推進体制加算」の算定状況）及び介護度の改善に関する評価結果（１回目及び２回目のＡＤＬ評価結果が入力され、改善割合が算出されているＡＤＬ評価結果集計シート）は、市ホームページ「介護度改善インセンティブ事業について」内の「ＡＤＬ評価結果提出フォーム」に添付（アップロード）して、介護保険課に提出してください。

**提出期限は、令和６年１月３１日（水）です。**

　②　事業所の体制に関する評価基準である２つの加算は、評価期間（令和５年４月１日から１２月３１日まで）を通じて算定されている必要があります。評価結果の提出様式は、後日お示しします。

**６．評価対象利用者へのフィードバック及び奨励賞（記念品）の授与（２月）**

　①　本事業に参加し、ＡＤＬ評価を２回受けた利用者全員に対し、奨励賞(記念品)を授与します。市から各参加事業所に対し、対象人数分の記念品を送付しますので、対象の利用者にお渡しください。

　②　上記の記念品を対象者に授与する際には、ＡＤＬの評価結果を踏まえ、成果や課題等のフィードバックをあわせて行うようにしてください。なお、フィードバックの参考様式はホームページに掲載いたします。

**７．優良事業所及び優秀利用者の決定・通知（２月）**

①　市は、提出された評価結果報告書の内容を審査し、川西市介護度改善インセン

ティブ事業実施要綱第８条第１項に定める基準に合致する事業所を優良事業所として決定します。また、川西市介護度改善インセンティブ事業利用者表彰基準に基づき、優秀利用者を選定します。

②　優良事業所及び優秀利用者の選定結果は、２月中を目途に通知します。

**８．表彰式の開催及び報奨金の交付（３月下旬）**

①　優良事業者及び優秀利用者を対象として、３月下旬を目途に表彰式を開催し、表彰状を授与します。

②　報奨金の交付対象となった事業所には、報奨金の請求書をお送りしますので、必要事項を記入して介護保険課に提出してください。

**９．優良事業者等の周知（４月以降）**

　　表彰対象となった事業所の名称や評価結果の概要等については、市ホームページ等に掲載し、介護度の改善に優良な成績を収めた事業所であることを広く周知します。また、表彰対象とならなかった参加事業所についても、高齢者の自立支援に積極的に取り組んでいることを周知するため、事業所の名称等を公表します。

**10．本事業に関するお問い合わせ**

　　本事業に関する情報は、下記の市ホームページに随時掲載します。また、「よくある質問と回答」も同ページに掲載しますので、適宜ご参照ください。

　○情報掲載

川西市ホームページ「介護度改善インセンティブ事業について」

https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/fukushi\_kaigo/kaigohoken/1015206.html

　○お問い合わせ

　　川西市福祉部介護保険課

　　E-mail：kawa0182@city.kawanishi.lg.jp　　電話：（072）740-1149（適正化担当）